## 奈良県告示第七十八号

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、 次のように保

平成二十四年五月十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

保安林予定森林の所在場所 御所市 (国有林。 次 の図に示す部分に限る。

二 指定の目的 水源の涵養

## 二 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 一次の森林については、主伐は、択伐による。

御所市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない
- $(\Xi)$ 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る

(四 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の 限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次 のとおりとする。
- (「次の図」及び 「次のとおり」 は、 省略 その 関係書類を奈良県農林部森林整備

課及び御所市役所に備え置いて縦覧に供する。)